



国保ガイド

国保（国民健康保険）に加入する方

国民健康保険は、病気やけがに備えて、お金を出し合いみんなで助け合うため、お店などを経営している自営業の方、農業や漁業などを営んでいる方、パート・アルバイトなどをしていて職場の健康保険などに加入していない方などのうち、74歳までの方に医療を保障する制度です。

わが国では、誰もが、必ず何らかの医療保険に加入することになっています。
※2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用するためには、事前に申請・登録が必要です。

こんなとき届出を 次のようなときは、14日以内に届出を！

手続きの際、各種届出書等にマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。
 また、運転免許証など本人確認ができるものもご用意ください。

こんなとき	手続きに必要なもの	手続場所
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）	・他の市区町村の転出証明書 市民課 保険課 淀江支所地域生活課
	退職等で職場の健康保険がなくなったとき（扶養家族でなくなったときを含む）	・健康保険資格喪失証明書（職場の健康保険をやめた証明書） 保険課 淀江支所地域生活課
	子どもが生まれたとき	・出生届・印かん（朱肉を使うもの） ・国民健康保険証 市民課 保険課 淀江支所地域生活課
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 福祉課 保険課
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	・国民健康保険証 市民課 保険課 淀江支所地域生活課
	国保の被保険者が死亡したとき	・死亡届・印かん（朱肉を使うもの） ・国民健康保険証 市民課 保険課 淀江支所地域生活課
	生活保護を受けるようになったとき	・保護開始決定通知書 ・国民健康保険証 福祉課 保険課
	職場の健康保険などへ加入したとき（扶養家族になったときを含む）	・職場の健康保険証 ・国民健康保険証 保険課 淀江支所地域生活課

その他	住所、氏名、世帯主等が変更になったとき	・国民健康保険証 市民課 保険課 淀江支所地域生活課
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	・運転免許証など本人確認ができるもの 保険課 淀江支所地域生活課
	修学のため、別に住所を定めるとき	・在学証明書（学生証） ・国民健康保険証 保険課 淀江支所地域生活課

※手続きに必要な保険証は、異動等に該当する方全員分をご用意ください。
 ※手続きに必要な書類が省略できる場合もありますが、確実な手続きを行うため、引き続き書類の提出（提示）にご協力をお願いいたします。
 ※出産一時金及び葬祭費は、他の健康保険から支給される場合には国民健康保険からは支給されません。

●「任意継続被保険者制度」

退職等で職場の健康保険がなくなったとき、国保に加入せず、一定の条件のもとに個人の希望により、2年間に限って継続して加入することができます。

- 届出は、退職してから20日以内に行う必要があります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険は鳥取支部(☎0857-25-0052)へ、健康保険組合、共済組合等に加入していた方は、各保険者へお問い合わせください。

●加入の届出がおくれると

- 国保加入の手続きがおくれると、届け出た月からではなく、国保の被保険者としての資格ができたときにさかのぼり、最長2年間分の保険料がかかることとなります。（遡及賦課）
- 手続きするまでに医療機関にかかり治療費を全額自己負担され、後日療養費（保険給付相当額）を申請されても支払いできない場合もあります。

●やめる届出がおくれると

- 保険証が手元にあるため、それを使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担していた医療費はあとで返していただきます。
- 他の健康保険に入ったとき、国保をやめる手続きをしないと、保険料が二重にかかり、支払ってしまうことがあります。

ジェネリック医薬品の利用と普及にご協力をおねがいします

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間（20年から25年）が過ぎてから、効き目や安全性が実証されている薬と主成分が同じであることなどが審査され、厚生労働省に製造・販売が承認された安価な薬です。

保険料を納めましょう

保険料は、国保運営の大切な財源です。必ず納期限内に納めるようにしましょう。

●世帯主が納めます

世帯主が、勤務先の健康保険であったり後期高齢者医療に加入していても、世帯のだれかが国保に加入していれば、**世帯主が納付義務者になります。**

●保険料の納め方

特別徴収

次の条件を満たす方については、年金から天引きさせていただくことになります。対象となる年金は、納付義務者の介護保険料が特別徴収となっている年金になります。

- 世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- 国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である世帯
- 介護保険料が特別徴収となっている場合
- 介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、対象となる年金の給付額の1/2を超えない場合

ただし、特別徴収の対象者であっても、保険料の滞納がない方であれば口座振替での納付に変更することができます。ご希望の場合は、保険課または淀江支所地域生活課窓口で手続きをお願いします。

(手続きに必要なもの) 国民健康保険証、振替を希望する口座の預(貯)金通帳及び届出印、キャッシュカード(※ペイジー口座振替受付サービスを利用する場合)

普通徴収

特別徴収以外の方(口座振替または金融機関などで納付書等により納付)

●今年度保険料の普通徴収の納期限

期別	納期限	期別	納期限
1期	令和3年 8月 2日 (月)	5期	令和3年11月30日 (火)
2期	令和3年 8月31日 (火)	6期	令和3年12月27日 (月)
3期	令和3年 9月30日 (木)	7期	令和4年 1月31日 (月)
4期	令和3年11月 1日 (月)	8期	令和4年 2月28日 (月)

●口座振替

保険料を普通徴収で納付される方は、便利で確実な**口座振替**をご利用ください。

次のものをご希望の金融機関の窓口にお持ちください。

- 国民健康保険料納入通知書
- 預金通帳または貯金通帳
- 通帳の届出印

※保険課と淀江支所地域生活課の窓口では、国民健康保険料の口座振替手続きにキャッシュカードを使って簡単に手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを行っておりますのでご利用ください。

●納付相談

保険料の支払いが困難な場合は、早めに市役所保険課窓口にご相談ください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方が加入する医療保険制度です。

運営主体	「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が運営し、申請・届出・保険料の納付などに関することは米子市役所保険課が行います。
対象となる方	75歳以上の方は全員対象となり、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は申出により加入することができます。
対象となるとき	75歳の誕生日当日から(65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、広域連合の認定を受けた日から)
保険証	<ul style="list-style-type: none"> ・1人に1枚交付します。 ・保険証は1年更新で、有効期限は毎年7月31日となります。
保険料の納付	<p>原則として、年金から天引きされますが、保険料の滞納がない方であれば、口座振替による納付に変更することができます。</p> <p>ご希望の場合は、保険課または淀江支所地域生活課窓口で手続きをお願いします。</p> <p>(手続きに必要なもの) 後期高齢者医療被保険者証、振替を希望する口座の預(貯)金通帳及び届出印</p> <p>※手続きをされた月の3か月以降に支給となる年金から、特別徴収が中止となり、指定の口座からの引き落としになります。</p> <p>※年金天引きができない方については、口座振替又は納付書等による納付となります。</p>

●納付書払いの方へ

納付書は一枚ごと(綴じられていない状態)でお送りしています。納付書が一枚ごとですので特に期別をお間違えないよう、納期限をよくお確かめいただいた上で、納付してください。

国保または後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ・ご相談は

米子市役所保険課(1階・⑦番窓口)
☎23-5122 ☎23-5124